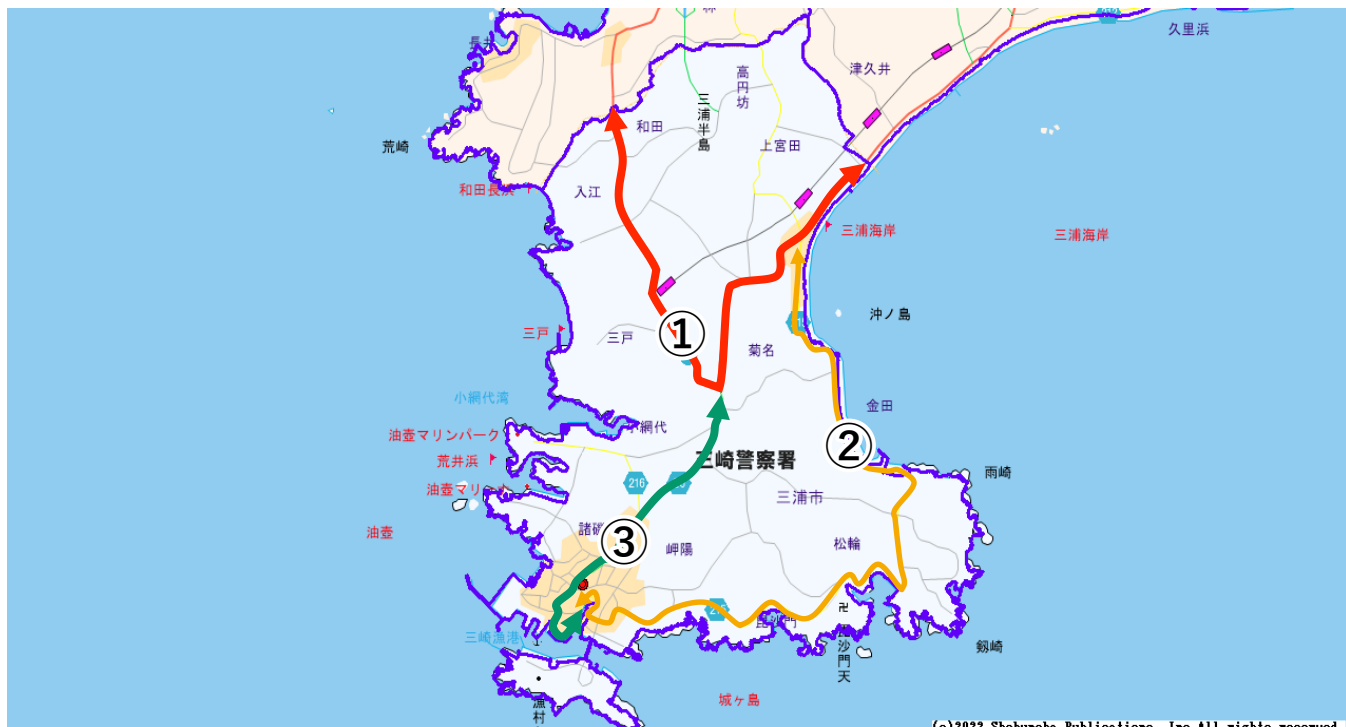


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【三崎警察署】



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 国道134号 長浜海岸入口交差点～引橋交差点～諏訪神社入口

【選定理由】

- ・ レンタルサイクルの利用者が多く、自転車通行帯が設置されていない
- ・ **自転車関連事故が多発傾向** (令和3年5件)

② 県道215号(上宮田金田三崎港) 三浦海岸交差点～日の出交差点

【選定理由】

- ・ 海沿いの道路であることから、土曜・日曜・休日にサイクリングの自転車利用者が多い
- ・ **自転車関連事故が多発傾向** (令和3年3件)

③ 県道26号(横須賀三崎) 引橋交差点～日の出交差点

【選定理由】

- ・ 自転車利用者が多く、三崎港や油壺等の観光場所に繋がる道路であり、自動車交通量が多いものの、自転車通行帯の設置がない
- ・ **自転車関連事故が多発傾向** (令和3年2件)

①～③の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 通行区分違反(右側通行)
- 携帯電話使用
- 一時不停止等



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう! ★

- 1 自転車は車道が原則! 歩道は例外!**
自転車は軽車両です。
歩道・車道の区別があるところは「車道通行」が原則です。
車道を通るときは車道の左側を走行しましょう。
- 2 携帯電話を使いながらの運転は危険!**
周りの危険に気が付かなくなり、事故を起こしてしまう可能性が高くなります。
携帯電話を使いながら運転をすると片手運転になり、急なブレーキや急ハンドル操作の際に転倒してしまいます。絶対にやめましょう!
- 3 交通ルールを守ろう!**
交差点での信号遵守、一時停止、二人乗り、並進(二人で並んで走る)などの行為は危険ですので、絶対にやめましょう!